

令和元年度第 5 回自立支援協議会でいただいた意見について

意見・質問等	回答
寒川総合図書館の展示につき、福祉に関する記号、「ほっとスペース」「障がい・障がい者」のマークが描かれているパンフレットやリーフレットを設置して頂きたいと思いません。	頂いた意見をもとに、今年度の企画展示において福祉に関する記号等のマークが描かれたパンフレット等の設置をしたいと思いません。
地域生活支援拠点について、緊急時の受け入れ対応に記載されている事務費・医師への謝礼、食事の提供、派遣した支援者に係る費用については自己負担になりますか？ また、医師への謝礼は健康保険とは別の診療ですか？	資料 6-2 にある 5. 寒川町型地域生活支援拠点システムにおける各事業所・機関の役割 ②緊急時の受け入れ対応に係る費用の内、C 居室の確保・D 一時的な宿泊場所・F 緊急時かけつけ隊に係る費用については利用者の自己負担にならない予定ですが、緊急的な措置での対応後、通常サービスにつながった後のサービスの利用などについては自己負担となります。 また、E 緊急時の食の提供については、利用者の自己負担を想定しております。 C と D について、医師への謝礼の記載がありますが、診察が必要になった場合に応じて、町の予算から医師へ支払われるものになり、通常の保険診療とは異なります。
寒川町地域生活支援拠点整備のイメージ図は会議でのみ使用される図でしょうか？	資料 6-2 にあるイメージ図につきましては必要に応じて、自立支援協議会以外の場での利用も行います。